

扶養手当認定マニュアル

《扶養手当の認定について》

扶養手当	P 1
扶養手当の支給・改定手続	P 1
扶養手当の支給終了手続	P 2
扶養親族簿の整備	P 3
その他	P 3

《扶養手当》

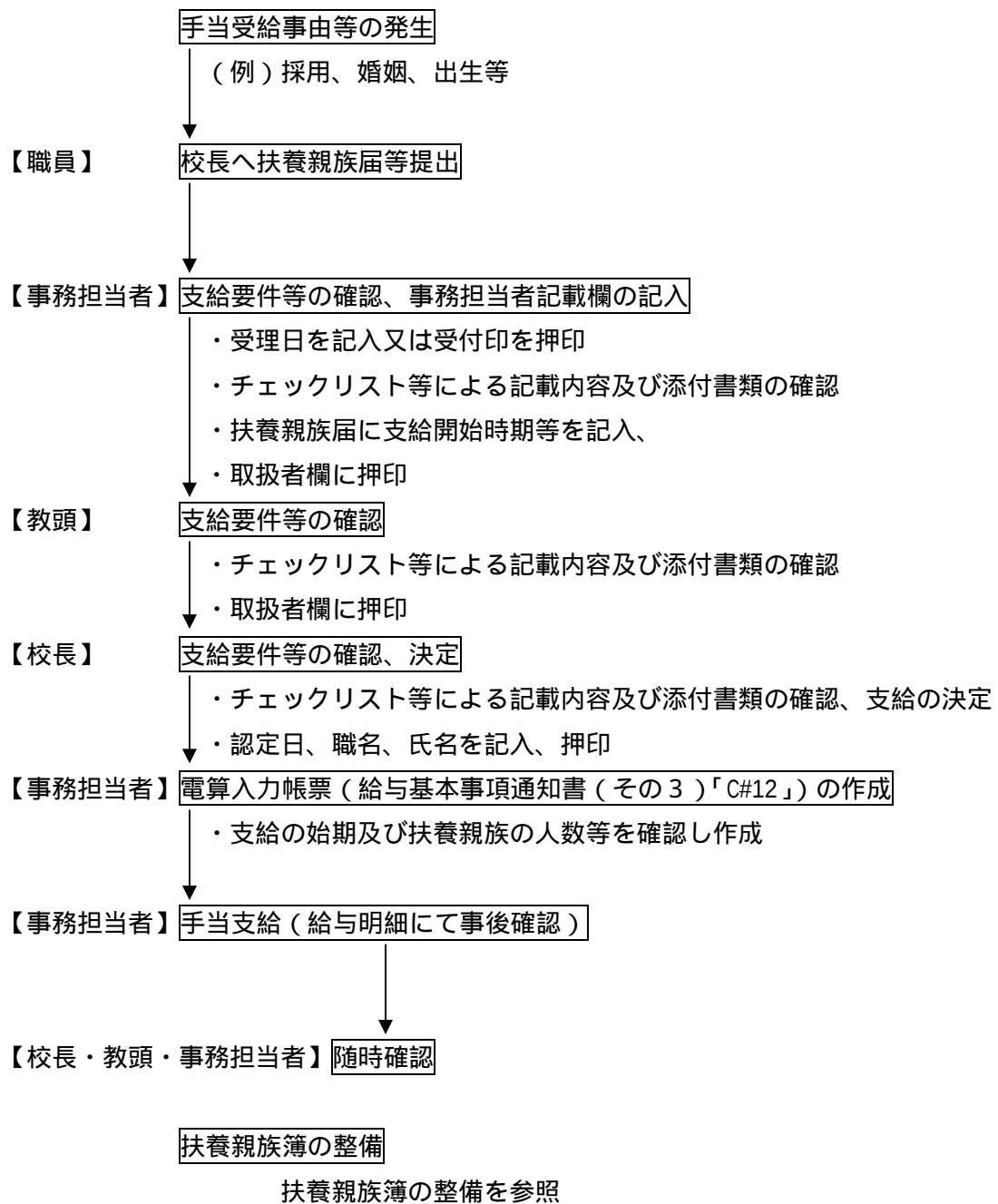
1 届出事由	P 4
2 支給対象者	P 4
3 支給要件を確認するための証明書類	P 5
4 支給額	P 5
5 支給開始時期等	
(1) 開始時期	P 6
(2) 終了時期	P 7
6 随時確認について	P 7
【参考】 用語の定義・解釈等	P 8

扶養手当の認定について

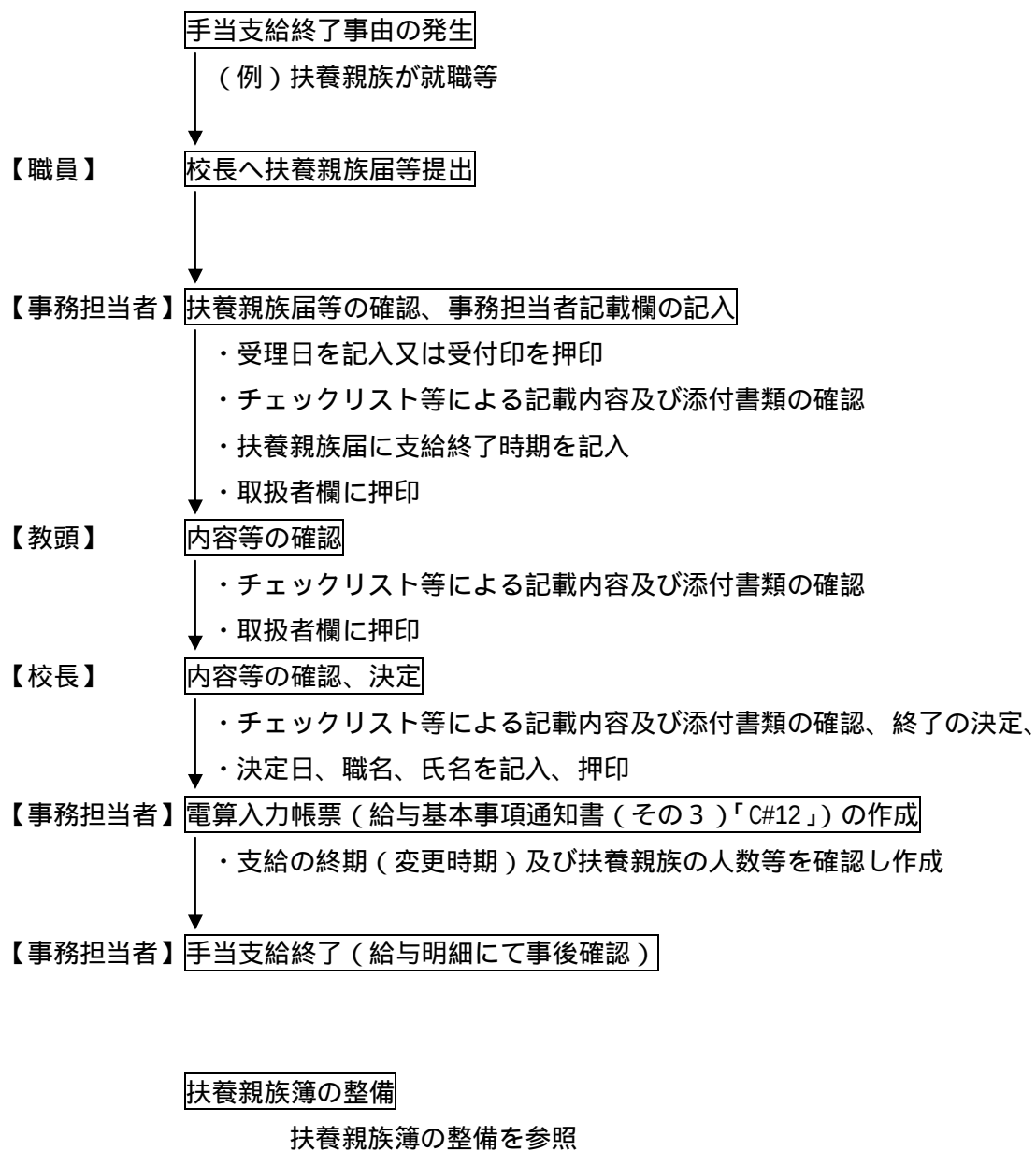
扶養手当

扶養親族を有する職員に対し、月額で支給される手当

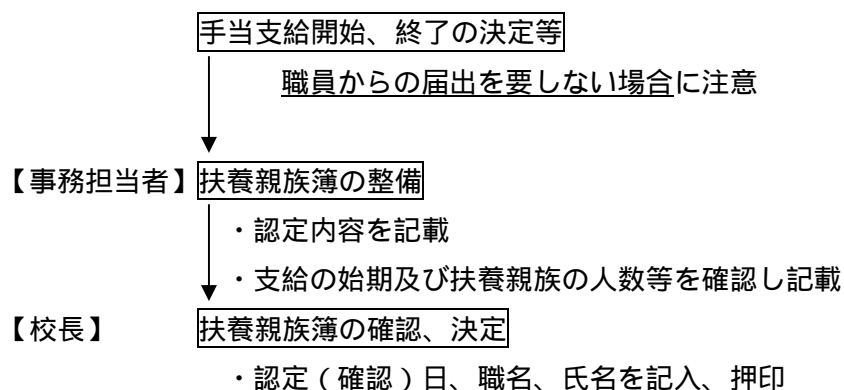
扶養手当の支給・改定手続



扶養手当の支給終了手続



扶養親族簿の整備



「職員からの届出を要しない場合」

扶養親族の子が満15歳に達する日以後の最初の4月1日からの加算を受ける場合
扶養親族の子が満22歳に達する日以後の最初の3月31日を迎え支給終了する場合
これらの場合は、扶養親族の子の年齢を確認の上、それぞれの該当時期に扶養親族簿の整備を行い、電算入力帳票（給与基本事項通知書（その3）「C#12」）を作成・提出、給与明細への反映を確認することとなる。

その他

扶養親族届及び添付書類のチェックポイントをまとめた「扶養親族届チェックリスト」を参考資料として配布しているので、事務の参考にしてください。

扶養親族届及び扶養親族簿の様式については、各教育事務所で配布しているほか、「兵庫県公立学校教職員給与関係ファイル集」に掲載しているので、適宜ダウンロードし利用してください。

認定事務に際して疑義が生じた場合は、教育事務所の相談窓口へ問い合わせてください。

扶 養 手 当

1 届出事由

次のいずれかに該当することとなった場合、速やかに必要書類を届出

新たに職員となった者に扶養親族がある場合

新たに扶養親族の要件を満たす者がある場合

扶養親族の要件を欠いた者がある場合（子、孫、弟妹が満22歳に達した日以後の最初の3月31日を迎えた場合の届出は不要）

扶養親族のある職員が配偶者のない職員となった場合（ に該当する場合を除く）

扶養親族のある職員が配偶者のある職員となった場合（ に該当する場合を除く）

届出は扶養親族届に必要書類を添付して行う

2 支給対象者

（1）扶養親族のある職員に対して支給する

（2）「扶養親族」とは次の者で他に生計の方途がなく主として職員の扶養を受けているものをいう

配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の状態にあるものを含む）

満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子及び孫

満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹

満60歳以上の父母及び祖父母

身体又は精神に著しい障害のある者

（3）「他に生計の方途がなく主として職員の扶養を受けているもの」とは職員の扶養を受けている者で、次の要件を充たすものをいう

その者について民間その他から扶養手当に相当するものが支給されていないこと

その者の勤労所得、資産所得、事業所得等の合計額が年130万円程度以下であること

その者が職員のほか他の者からも扶養されている場合は、主として職員から扶養されていること

身体又は精神に著しい障害のある者については、 ～ によるほか、障害の程度が終身労務に服することができない程度であること

3 支給要件を確認するための証明書類（代表例（詳細は別紙「扶養親族届添付書類例示」参照））

続柄、年齢 → 世帯全員の住民票記載事項証明書、戸籍謄本等

所得 → 市町村発行の所得証明書、会社等の給与証明書、年金証書等の写し

扶養の事実（主たる扶養者） → 職員の申立書等（別紙「申立書記載例」参照）

障害の程度 → 医師の診断書等

就職、退職 → 辞令等の写し

その他決定権者が必要と認める書類

4 支給額

配偶者 月額13,000円

その他 1人につき月額6,500円

職員に配偶者のない場合の のうちの1人 月額11,000円

扶養親族の子のうち満15歳に達する日以後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子がいる場合は、1人につき月額5,000円を、
の額に加算する

対 象 者			手 当 額
配偶者			13,000円
配偶者以外	1 人 目	配偶者有り	6,500円
		配偶者なし	11,000円
	2 人目以降 1 人につき		6,500円
扶養親族である子のうち、満15歳に達する日以後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの子 1 人につき 上記額に5,000円を加算			

（例） ・ 配偶者、子2人（10歳、13歳）

→ 配偶者 13,000円

その他 6,500円 × 2人 = 13,000円

計 26,000円

（例） ・ 子2人（13歳、20歳） 配偶者無し

→ その他 11,000円（配偶者の無い場合の1人）

その他 6,500円

加算(20歳) 5,000円

計 22,500円

5 支給開始時期等

(1) 開始時期

新たに扶養手当の支給を受けることとなった場合(新たに職員となった者に扶養親族がある場合、扶養親族のない職員に新たに扶養親族ができた場合)

→ 事実の生じた日の属する月の翌月から支給(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)

- (例) ・ 4月1日採用 → 4月分から支給
・ 5月15日出生 → 6月分から支給

扶養手当の月額を変更すべき事由が生じたとき(扶養親族の人数に増減があった場合、扶養親族の子が満15歳に達する日以後の最初の4月1日からの加算を受ける場合等)

→ 事実の生じた日の属する月の翌月から改定(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)

(例) ア 手当の増額改定

- ・ 4月1日から加算対象 → 4月分から改定後の手当額を支給
・ 5月15日出生 → 6月分から支給

イ 手当の減額改定

- ・ 6月1日扶養親族のうち1人が就職
→ 6月分から改定後の手当額を支給
・ 満22歳の年度末に達した → 4月分から改定後の手当額を支給

新たに扶養手当の支給開始、又は増額改定する場合で、届出が事実の生じた日から15日を経過した後において行われた場合

→ 及び に関わらず、届出を決定権者が受理した日の属する月の翌月から支給開始又は増額改定(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)

- (例) ・ 5月15日出生、6月3日届出 → 7月分から改定後の手当額を支給
・ 5月15日出生、6月1日届出 → 6月分から改定後の手当額を支給

減額改定する場合で、届出が事実の生じた日から15日を経過した後において行われた場合

→ に関わらず、事実の生じた日の属する月の翌月から減額改定(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)

- (例) ・ 6月10日に就職し扶養親族が2人から1人に減、8月10日に届出
→ 7月分から改定後の手当額を支給(戻入が必要であれば、戻入する)
・ 6月1日に就職し扶養親族が2人から1人に減、8月10日に届出
→ 6月分から改定後の手当額を支給(戻入が必要であれば、戻入する)

(2) 終了時期

すべての扶養親族が支給要件を欠いた場合、職員が死亡又は退職した場合

→ その事実の生じた日の属する月まで支給(その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月まで支給)

(例) ・ 8 月 1 日職員本人が退職 → 7 月分まで支給

・ 8 月10日扶養親族が全員就職 → 8 月分まで支給

届 出 事 由	事実の生じた日から	
	15日以内に届出	15日経過後に届出
新たに支給要件を満たした場合	事実の生じた日の属する月の翌月から支給（増額）	届出を受理した日の属する月の翌月から支給（増額）
扶養手当の月額を増額すべき事由が生じた場合		
扶養手当の月額を減額すべき事由が生じた場合	事実の生じた日の属する月の翌月から減額	
支給要件を欠いた場合	事実の生じた日の属する月まで支給	

事実発生日(事実発生日から15日経過後に届出を行った場合はその届出受理日)が月の初日である場合の支給開始及び増額の改定は、その日の属する月から行う

事実発生日が月の初日である場合の減額改定は、その日の属する月から行う(事実発生日から15日経過後に届出を行った場合も同様に取り扱う)

事実発生日が月の初日である場合の支給終了は、その日の属する月の前月まで支給し、その日の属する月から支給しないこととなる(事実発生日から15日経過後に届出を行った場合も同様に取り扱う)

6 随時確認について

支給要件の有無、支給額の適否について随時確認を行う(通常、年 1 回)

【参考】 用語の定義・解釈等

「配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む）」

民法の定めるところにより入籍届出をした職員の妻及び夫をいい、入籍はしていないが内縁関係にある者であってその事情を証明することができるものを含む

「満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子」

直系血族である職員の1親等の

- ・実子（嫡出である子が否かを問わない）
- ・養子（民法の規定による養子縁組をした者に限る）

嫡出でない子については、職員が男子であるときは認知した子に限る

職員が、実子を他人の養子にした場合であっても、その子が実子であることには変わりなく、職員がその実子を主として扶養していれば扶養親族とすることができる

「満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫」

直系血族である職員の2親等の

- ・実子の実子及び養子
- ・養子の実子及び養子

「満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹」

傍系血族である職員の2親等の弟妹

職員の父母の養子となった弟妹、職員が養子であるときの養家の弟妹及び父又は母の一方を異にする弟妹

職員の配偶者の弟妹は、姻族であるから扶養親族とはならない

「満60歳以上の父母」

直系血族である職員の1親等の

- ・実父母
- ・養父母（民法の規定による養子縁組をした場合に限る）

実父母は、職員が他人の養子になっている場合であっても、実父母であることには変わりなく職員が実父母を主として扶養していれば扶養親族とすることができる（実父母と養父母の双方とも扶養親族となることがある）

職員の配偶者の父母は、姻族であるから扶養親族とはならない

「満60歳以上の祖父母」

直系血族である職員の2親等の尊属

- ・実父母の実父母及び養父母
- ・養父母の実父母及び養父母

「身体又は精神に著しい障害のある者」

職員の親族（6親等内の血族、3親等内の姻族）であると否とを問わず、身体又は精神に著しい障害のある者で、社会通念上終身労務に服することができないと認められる程度及び半永久的に労務に服することができないと認められる程度の者

【障害の程度の例】

統合失調症患者又はこれと同程度と認められる精神障害者

視覚、聴覚、音声機能若しくは言語機能又はそしゃく機能に障害のある者及び知的障害者

脊柱、胸かく、骨盤軟骨組織の高度の障害変形等により職業能力が著しく阻害されている者

中風（麻痺）患者またはこれと同程度と認められる神経系統障害者

常に就床を必要とし、かつ複雑な介護を要し、回復の見込のない者

1手の親指及び人差し指を含め4指を失った者

10指の用を廃した者

1上肢又は1下肢の三大関節のうち二関節の用を廃した者

1上肢又は1下肢の腕関節又は膝関節以上で失った者

両下肢を足関節以上で失った者

結核性疾患で常時介護を必要とする者

「勤労所得、資産所得、事業所得等の合計額が年130万円程度」

俸給、賃金、手当、年金等の勤労所得等将来にわたって恒常的に得られる所得の年間の合計額をいう

なお、退職手当、不動産売却所得等のように一回限りのものは含まない

官公署、会社等に勤務して月々の給与を得ている場合、家賃収入がある場合のように相当長期間にわたって毎月定まって収入がある場合には、基準年額に12分の1を乗じた額がその給与や家賃収入等の額を上回るかどうかをもって認定する

また、恩給、年金、利子配当、農業所得等のようにその所得が年1回ないし、数回に限られているとか、その時期が特定し難い所得が予想される場合には、年額により認定する

月間所得が変動する者（パート勤務者等）の取扱い

扶養親族がパート勤務等として就職し、月ごとの所得が基準年額（130万円）の12分の1の額を上下する程度であれば、2～3ヶ月の所得実績の平均額により、基準年額の12分の1の額と比較し、平均所得額が上回る場合は、判定日（給料の支給日）の翌日をもって、支給要件を欠くこととなった事実発生日とする

ただし、その後、勤務条件の変更等が合った場合は、その変更により再度扶養親族として認定することができる

なお、就職の当初において月ごとの所得が基準年額の12分の1を上回ると推定される場合は、就職日をもって支給要件を欠くこととなった事実発生日とする

また、学校の非常勤講師等のように年間給与の支払額を見込むことが可能な場合については、月ごとの所得が大きく変動するが、勤務校の所属長の証明により、年間の給与見込額により認定を行う

「例」パート勤務者（週4～5日勤務、賃金：日額6,000円、通勤交通費あり）

11月～1月及び12月から2月の平均額は基準内だが、1～3月は基準額を超えているため、判定日の翌日をもって、支給要件を欠くこととなった事実発生日とする

	給料	3ヶ月の平均額		
11月	101,000円	105,000円 (基準内)		
12月	113,000円		107,000円 (基準内)	
1月	101,000円			111,000円 (基準オーバー)
2月	107,000円			
3月	125,000円			

給料には通勤交通費を含む

「例」県立学校の時間講師（週4日（11h）勤務、通勤交通費あり）

年間給与の支払い見込額が基準年額以下のため、扶養親族として認定可能

	給料		給料		給料
5月	89,180円	10月	114,200円	3月	100,300円
6月	116,980円	11月	119,760円	4月	44,700円
7月	122,540円	12月	114,200円	計	1,019,900円
8月	64,160円	1月	61,380円		
9月	円	2月	72,500円		

給料には通勤交通費を含む

の「年間の合計額」とは、認定を受けようとする日を起算日として向う1年間の推定所得の合計額とする

の勤労所得等の合計額は、年間における総収入額とし所得税法上の所得の取扱いとは異なる（所得税法では非課税のものでも、扶養手当の認定の所得には含まれる）

ただし、資産所得、事業所得等で所得を得るために修理費、管理費、役務費等の支出を要するものについては、社会通念上明らかに当該所得を得るために必要と認められる経費（税金を除く）に限り、その実額を控除することができる

【勤労所得、資産所得、事業所得等に含まれるものの例】

- ・ 育児休業手当金（公立学校共済組合）
- ・ 育児手当金（育児休業）（学校厚生会）
- ・ 失業給付（雇用保険法第10条）
- ・ 遺族年金（戦傷病者戦没者等援護法第23条）
- ・ 遺族基礎年金（国民年金法第37条）
- ・ 生活扶助料（生活保護法第12条及び第31条）
- ・ 留守家族手当（未帰還者留守家族等援護法第7条）
- ・ 退職組合員の傷病手当金（国家公務員共済組合法第66条第4項、地方公務員共済組合法第68条第4項）
- ・ 恩給の加給（恩給法第65条第2項及び第75条第2項）

「事実の生じた日」の取扱い

退職したことにより扶養親族の要件を満たすこととなった場合

→ 退職の日まで給与が支給されていれば、退職した日の翌日

結婚後入籍日まで期間を経過している場合

→ 婚姻届の提出にかかわらず、事実上婚姻関係と同様の事情の生じた日（通常、結婚式挙行の日）

満60歳となった場合

→ 満60歳の誕生日

扶養親族が就職し、基準年額の12分の1の額を超える額の給与所得を得ることとなった場合

→ 採用日

扶養親族が年金を受けることとなったため又は増額改定により、扶養手当の支給が受けられなくなる場合

→ 受給者が裁定通知又は増額改定通知を受取った日